

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第11号

令和元年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月19日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 令和元年12月26日（木）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和元年第5回定例会 会期 12月26日 1日間

応招議員（12名）

1番	中 山 廣 子 議員	2番	石 川 誠 司 議員
3番	榎 本 菜 保 議員	4番	藤 井 栄 一 郎 議員
5番	山 崎 巨 裕 議員	6番	大 島 勉 議員
7番	高 橋 健 一 郎 議員	8番	関 根 香 織 議員
9番	森 伊 久 磨 議員	10番	斎 藤 信 治 議員
11番	木 佐 木 照 男 議員	12番	中 川 幸 廣 議員

不応招議員（なし）

令和元年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和元年12月26日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第11号～議案第15号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第11号の内容説明
- 10 議案第11号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第12号の内容説明
- 14 議案第12号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第13号の内容説明
- 18 議案第13号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第14号の内容説明
- 22 議案第14号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第15号の内容説明
- 26 議案第15号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

29 副管理者の挨拶

30 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	中山	廣子	議員	2番	石川	誠司	議員
3番	榎本	菜保	議員	4番	藤井	栄一郎	議員
5番	山崎	巨裕	議員	6番	大島	勉	議員
7番	高橋	健一郎	議員	8番	関根	香織	議員
9番	森	伊久磨	議員	10番	斎藤	信治	議員
11番	木佐木	照男	議員	12番	中川	幸廣	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

町井孝行	蓮田市 みどり 環境課長	安野弘之	白岡市 環境課長
------	--------------------	------	-------------

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
中野敦一	会計 管理者	折原浩幸	事務局長
黒崎晃	次長 兼庶務課長	齋藤晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	施設課長	藤井勇年	リサイクル 推進課長

事務局職員出席者

書記	高橋利男	書記	大矢周治
書記	土橋秋宏	書記	齋藤芳和
書記	中里直樹	書記	片岡司
書記	長谷川薫		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○藤井栄一郎議長 本日は、12月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○藤井栄一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○藤井栄一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

8番 関 根 香 織 議員

9番 森 伊久磨 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○藤井栄一郎議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月26日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎諸報告

○藤井栄一郎議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○藤井栄一郎議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○藤井栄一郎議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第11号～議案第15号の一括上程

○藤井栄一郎議長 議案第11号から議案第15号までを本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○藤井栄一郎議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。藤井議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和元年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼申し上げる次第であります。また、議員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ両市をはじめ組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますことを重ねて厚く御礼申し上げる次第でございますとともに、ことしも1年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、人事案件が1件、条例関係が3件、予算関係1件でございます。

初めに、議案第11号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。当組合の公平委員会には3名の委員が選出されておりますが、そのうち中野諭氏の任期が令和2年3月26日をもって満了となりますので、再び同氏を同委員に選任することにつきましてご同意をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例についてご説明申し上げます。今回の条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めたいので、提案するものでございます。

次に、議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備したいので、提案するものでございます。

次に、議案第14号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、令和元年8月7日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給与等について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第15号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,250万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,101万9,000円とするものでございます。

主な内容についてご説明申し上げます。まず、歳入に関しましては、手数料において、本年度の歳入状況から、ごみ処理手数料及び搬入ごみ手数料について、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、財産収入につきましては、鉄・アルミ並びに古紙類の売却につきまして、それぞれ単価の下落によりまして、減額をお願いするものでございます。

諸収入につきましては、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故に係る賠償金を計上させていただきます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。1款議会費では、執行見込みがございました議会視察研修において、使用料及び賃借料の減額をお願いするものでございます。

2款総務費につきましては、1目一般管理において、執行見込みのございました予算科目において、それぞれ減額をお願いするものでございます。

次に、2目財産管理費につきましては、執行見込みのございました予算科目において減額するほか、財務会計システム改修業務委託費につきまして、予算に不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

また、施設整備基金費につきましては、歳入予算における財産収入での大きな減額が予想される

ことから、積立金を減額するものでございます。

次に、3款衛生費につきましては、光熱水費において、電気料金の算出の基礎となる燃料調整費がマイナスで推移していることから減額をお願いするほか、指定ごみ袋販売に係る売捌き手数料及び袋の製作委託費等の増額をお願いするものでございます。

また、2目じん芥処理費及び3目し尿処理費においては、主に執行見込みがついた委託料等について減額をお願いするほか、ごみ処理施設及びし尿処理施設での機器補修工事に要する費用を計上させていただきました。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決を賜りますよう、またご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、3R推進事業の実施状況についてご説明申し上げます。お手元に資料をご配付申し上げます。

当組合では、去る11月17日日曜日に3R推進事業の一環として、エコプラザをメイン会場とする第11回エコプラザまつりを開催いたしました。イベントの内容といたしましては、エコプラザで定期的実施している体験講座を身近に感じていただくため、包丁研ぎや布のリフォーム、スタンドグラス風小物づくり、トイレットペーパーの芯を使ったおもちゃづくりの体験コーナーを設け、幅広い世代の方々に楽しみながら参加していただきました。

また、牛乳パックとトイレットペーパーとの交換及びペットボトルキャップと肥料との交換、家具類、日用品、本、ジーンズなどのリユース品展示販売のほか、今年は新たに食品ロス削減を目的としたフードドライブを実施したところ、缶詰やレトルト食品などをご寄附いただき、両市の子ども食堂へ提供することができました。そのほか、物品の販売やパトカー、消防車の展示、音楽団体によるコンサートを開催するなど、当日は約1,300人の市民の方々のほか、当組合議会議員の皆様にも多数ご来場いただき、大盛況のうちに終わることができました。

また、11月3日日曜日には、蓮田市で開催されました「雅楽谷の森フェスティバル」において、リユース可能な子供服の交換会を実施したほか、11月23日土曜日には、白岡市で開催されました「わんぱく商店街」において、おもちゃの交換会を実施し、3Rの推進並びに環境啓発に取り組んだところでございます。

今後もエコプラザを中心にさまざまな活動を通じまして市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、蓮田市、白岡市で実施されるイベントにも積極的に参加し、3Rの推進に努めてまいります。

次に、台風19号に伴う東松山市からの支援要請への対応についてご報告申し上げます。令和元年10月12日に関東地方を直撃した台風19号による記録的な暴風雨で被災した東松山市から、埼玉県清掃行政研究協議会を通じて10月18日に緊急的に職員の災害派遣の依頼がされました。このため、災

害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づき、被災地支援のため、当組合職員を東松山市へ派遣いたしました。派遣期間は、11月15日から11月22日までの8日間及び12月8日の合計9日間でございます。派遣人数は延べ9人となりました。

業務内容といたしましては、災害廃棄物の仮置き場における受付、積載物確認、車両誘導及び積み込み補助、荷おろし補助、混合物等の仕分けの業務と多岐にわたるものであり、災害の悲惨さを改めて痛感したところでございます。

派遣されました職員からは、大変な作業ではあったが貴重な体験を得られたとのことであり、今後の業務活動に大いに役立つ経験となりました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

○藤井栄一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第11号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第6、議案第11号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 それでは、議案第11号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任につきまして内容説明をさせていただきます。

当組合の公平委員会委員であります中野諭氏の任期が令和2年3月26日をもって満了となりますので、再び同氏を同委員に選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本案を提出するものでございます。

なお、中野諭氏の経歴につきましては、お手元にご配付させていただきました経歴書のとおりでございます。中野諭氏は、当組合の公平委員会委員を1期4年間務められております。また、同氏は蓮田市の公平委員会委員も務められておられて、識見を兼ね備え、適任でございますので、議会のご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第11号 蓮田白岡衛生組合公平委員会委員の選任について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



◎議案第12号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第7、議案第12号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第12号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例につきまして内容説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の3枚目に添付してございます右上に「条例資料」と書かれているものをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新設される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、2の条例の概要でございますが、(1)の第1条関係につきましては、条例制定の趣旨を定めるものでございまして、地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める旨を規定するものでございます。

次に、(2)の第2条関係につきましては、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬の範囲等について定めるものでございます。

まず、アでございますが、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬、期末手当及びその算出に関する事項を定めるものでございます。

次に、イでございますが、パートタイム会計年度任用職員に対する手当として、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給について定めるものでございます。

次に、ウでございますが、期末手当は再任用職員の例により支給いたしますが、任期が6カ月未満の者や規則で定める者については支給しないことを定めるものでございます。

次に、(3)の第3条関係につきましては、特殊な専門的知識を必要とする業務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、日額1万8,600円を超えない範囲として規則で定めることとするものでございます。

次に、(4)の第4条関係につきましては、統一的な基準に基づき報酬及び期末手当を支給する必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額及び期末手当については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定めることとするものでございます。

次のページの(5)の第5条関係につきましては、パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤及び職務のための旅行に係る費用弁償について定めるものでございます。

次に、(6)の第6条関係につきましては、フルタイム会計年度任用職員に対する給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当については、常勤職員の例により支給し、任期が6カ月未満の者や規則で定める者については、期末手当を支給しないことを定めるものでございます。

次に、(7)の第7条関係につきましては、フルタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、常勤職員の例により旅費を支給することを定めるものでございます。

次に、(8)の第8条関係につきましては、会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額につ

いては、常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定めることとするものでございます。

次に、(9)の第9条関係につきましては、会計年度任用職員が心身の故障のため長期の休養を要する事由などにより休職したときは、その休職の期間中、報酬、給料及び手当は支給しないことを定めるものでございます。

次に、(10)の第10条関係につきましては、会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当の支給については、第2条から第9条までに規定するもののほか、規則で定めることとするものでございます。

次に、(11)の第11条関係につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

最後に、3の施行日でございますが、本条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第12号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。質問させていただきます。

第2条の9番、期末手当のところなのですけれども、あと同じく第6条の4番にも同じ文言があるのですが、最後のほうに「任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない」とあるのですけれども、その他の者で規則で定めるものというもので、どういった例が考えられるのかお願いいたします。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 期末手当の支給の範囲ですが、原則としては6カ月以上の勤務ということが原則論ですけれども、6カ月以上という範囲だけではなく、週の勤務時間が15.5時間以上である必要があります。6カ月以上勤務するということになっておりましても、週の勤務時間が15.5時間未満の職については支給をしないということでご理解いただきたいと思えます。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 続きまして、第3条の上から3行目なのですけれども、「日額1万8,600円を超えない範囲内において規則で定める」とあるのですが、この1万8,600円の根拠は何でしょうか。

○藤井栄一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時29分

○藤井栄一郎議長 ただいまの出席議員は12名であります。

再開いたします。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 こちらの第3条の1万8,600円の根拠というご質疑でございますけれども、この条例をはじめといたしまして当組合の関係する例規につきましては、蓮田市に準じた形をとってございます。当組合でこの第3条に該当するケースが生じるかというのは、現時点では想定するものはございませんけれども、将来的にこういった専門的知識を必要とするパートタイム会計年度任用職員を雇用する場合に備えまして規定するものでございまして、この金額につきましても蓮田市に準じた形で規定させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 では、続きまして第6条なのですが、フルタイム会計年度任用職員について書いてあるのですが、通常であれば、正規職員の方であれば、昇給などが考えられるのですが、会計年度ということで1年度単位で切れてしまうわけなのですが、ただその業務を続けて行っていた場合、やはりモチベーション的にも能力的にもアップしていくと考えられるのですが、もし引き続きの雇用が見込まれるとき、年度は終わってしまうので切れてしまうのですが、その後の昇給に値するような部分というのは何かあるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 あくまでも会計年度任用職員ですので、年度ごとに採用ということになります。更新ということではなくて、年度末で一旦区切りが、任期を満了となりまして、新たに翌年度から採用という形になります。同一人物を採用するということになりますと、その経験年数というものが当初の報酬のほうに反映される形になります。よって、経験がある人と経験がない人で給与が変わるということになりますので、昇給ということではないのですが、その辺の過去の経緯を加味した上で金額の設定をさせていただくということになります。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありますか。

10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 この条例に、現行の職員で、今度の4月からこの条例に該当すると想定さ

れるのはどのくらいいるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 当組合において今、臨時職員の方は3名雇用させていただいております。引き続きこの業務を会計年度任用職員のほうに移行するかということになるのですが、今職員採用ということで、来年の4月から2名の職員の採用を予定をさせていただいております。その職員が予定どおり採用ということになれば、会計年度任用職員の必要性はないというふうに考えておりますが、その採用の状況によっては会計年度任用職員ということで事務職に宛てがうという可能性は残しております。

○藤井栄一郎議長 10番、斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 もう一点、先ほど6条関係となるのですけれども、常勤職員の例により支給するという文言が幾つか入っていると思いますが、この場合は常勤職員の例というのは、常勤職員と同じだという判断でよろしいのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 そのとおりでございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 先ほどの榎本議員の質問の中で、6条なのですけれども、その4項で「ただし、任期が6月未満の者その他の者」ということで、週当たり15.5時間未満の方という話があったかと思うのですけれども、そもそもフルタイムという中で15.5時間未満の方を前提に採用することがあるのかなと、6月未満の方はもちろん対象ではないと思うので、それ以上の方で15.5時間未満ということですか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 原則論、フルタイムの場合は、時間はフルですから、当然その時間の制限の枠はないのですが、ただ会計年度任用職員そのものが職員と同じ扱いになります。ということは、育児休業、介護休暇その他特別休暇等を取得できる可能性もありますので、勤務の実績に応じては支給がされないというケースがあるということをご理解いただきたいと思います。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第12号 蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第8、議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案を6枚ほどおめくりいただきまして、7枚目に添付してございます右上に「条例資料」と書かれているものをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正により、現行の非常勤職員制度等が見直され、新たに会計年度任用職員制度が創設されたこと等に伴い、関係条例について整備するものでございます。

次に、2の条例の概要でございますが、まず(1)の第1条につきましては、蓮田白岡衛生組合職員定数条例の一部改正でございますが、臨時的任用職員については、臨時の職に関する場合を除

いて定数条例の対象とするものでございます。

次に、(2)の第2条につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員の休職の期間について、任命権者が定める任期の範囲内である旨の規定を追加するものでございます。

次に、(3)の第3条につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員に係る懲戒処分となった場合の減給の効果の範囲について規定するとともに、文言整理するものでございます。

次に、(4)の第4条につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員の給与は別に制定する条例で定める旨を規定するとともに、文言整理するものでございます。

次に、(5)の第5条につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、会計年度任用職員が部分休業などを取得できる旨及び取得できる時間の範囲などを規定するものでございます。

次に、(6)の第6条につきましては、蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございまして、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除いた非常勤職員が会計年度任用職員のみとなるため、より明確になるよう文言整理を行うものでございます。

次のページに参りまして、(7)の第7条につきましては、蓮田白岡衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、人事行政の運営の状況の報告対象となる職員に、フルタイム会計年度任用職員を追加するものでございます。

最後に、3の施行日でございますが、本条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第13号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第14号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第9、議案第14号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第14号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の6枚目に添付してございます職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要をごらんいただきたいと存じます。

まず、1の改正の理由でございますが、令和元年8月7日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給料表、住居手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、(1)の第1条関係では、まずアとして給料月額の設定でございます。これは、国や蓮田市の引き上げに準じた給料表へ改定するとともに、平成31年4月から改正条例施行までの差額分は遡及支給するものでございます。当組合におきます平均改定率は0.08%の引き上げとなり、平均改定金額としては259円の増となります。

次に、イの令和元年12月期の勤勉手当の支給割合でございますが、再任用職員以外の職員、常勤職員にあっては、100分の92.5から100分の97.5に0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、(2)の第2条関係でございますが、まずアは住居手当の改正でございます。借家の場合の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円から1万6,000円とし、手当額の上限を1,000円引き上げて、2万7,000円から2万8,000円とするものでございます。

次のイの勤勉手当の支給割合については、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合については、6月及び12月が均等になるよう100分の95とするものでございます。

次に、(3)の附則関係でございますが、アの施行期日といたしまして、第1条の規定は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から遡及適用するものでございます。第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、イの住居手当の経過措置でございますが、住居手当を支給されている職員で2,000円を超えて減額となる職員については、令和2年度に限り、経過措置を設けるものでございます。また、みずからの所有に係る住宅の場合の手当額は、現行の3,000円から令和2年度は1,500円となり、令和3年度からは廃止されるものでございます。

次に、3の期末・勤勉手当の支給割合の改定でございますが、先ほどご説明申し上げました勤勉手当の支給割合の改正内容を表にまとめさせていただいたものでございます。網かけ部分が改正後の支給割合となっておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第14号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。

職員の給与に関する条例の一部を改正するというので、住居手当の改正が行われますが、手当額が2,000円を超える減額となる職員、それから4,000円を、1万2,000円から1万6,000円になる方

は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今、借家といたしますか、アパートに住んで通勤をしている職員は、3名おります。その3名が、今回の住居手当改定に伴って対象となっております。結果的に、3名とも2,000円の減額という形になっております。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第14号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第10、議案第15号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第15号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきまして内容説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,101万9,000円とするものでございます。

続いて、第2条におきましては、債務負担行為の補正でございます。

次の第3条におきましては、地方債の変更の補正でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。第2表の債務負担行為補正でございますが、追加1件、変更2件でございます。

まず、1の追加の電算事務機器（追加）借上料につきましては、端末台数2台の増と全端末機の運用を管理するソフトのバージョンアップに係る費用をお願いするものでございます。

次に、2の変更の計量受付業務委託費につきましては、今年度は単年度契約でございますが、平成29年度に実施した計量室建設及び計量器システムの更新に伴う計量受付方法が確立したことから、より業務を安定的に運用するため、3年契約とするものでございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、利用する事業所が増加傾向にあることから、限度額の増額をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、ごみ焼却施設改修事業債につきまして、事業費が確定したことから、限度額を減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきましてご説明申し上げますので、4ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料、1節ごみ手数料のごみ処理手数料（有料指定ごみ袋）につきましては、本年10月の消費税増税並びに世帯数の増加等により、当初の見込みより販売量がふえたことから、900万円の増額をするものでございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、一般持込者による搬入、産業廃棄物の搬入が当初の見込みよりも増加していることから、250万円の増額をお願いするものでございます。

次に、1つ飛びまして、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、利用する排出事業所がふえてきていることから、36万2,000円の増額をするものでございます。

次の2節し尿手数料については、生し尿の利用世帯数が減少してきていることから、43万6,000円の減額をするものでございます。

次に、3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入の鉄・アルミ売却につきましては、売却単価の下落及び数量の減少により、1,276万円の減額をお願いするものでございます。

次の古紙類売却につきましても、単価の下落及び数量が減少していることにより、1,243万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次の車両売却につきましては、組合で使用していた軽トラック及び組合内の作業用として使用していたフォークリフトの売却益により増額をお願いするものでございます。

次に、6款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入の指定ごみ袋売捌手数料返還金につきましては、指定ごみ袋を販売する取扱店に対しまして、ごみ袋1枚につき約3円の売捌き手数料を交付しておりますが、このたび指定ごみ袋取扱店3店舗が閉店し、平成30年度に当組合から購入した指定ごみ袋の返品があったことから、交付済みの売捌き手数料を返還いただくものでございます。

次の公有建物災害共済金につきましては、屋内ストックヤードにおいて、建屋のシャッターを保護する安全ポールと組合の重機との接触により破損した安全ポールの修理費用について、公有建物災害共済の共済金の支払い対象として認定されましたので、補正するものでございます。

次の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金につきましては、平成30年度分の賠償請求額が確定しましたので、補正するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと存じます。まず、1款議会費と2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から11節需用費につきましては、執行見込みがついたことから減額するものでございます。

次に、12節役務費の通信運搬費につきましては、消費税の改正に伴い、変更契約等の事務がふえたことにより、電話代及び郵便代に不足が生じたため計上するものでございます。

次の13節委託料から次のページ、7ページの2目財産管理費、13節委託料の消防用設備保守点検業務委託費までにつきましては、執行見込みがついたことから減額するものでございます。

その下の財務会計システム改修業務委託費につきましては、地方自治法施行規則の一部改正により、令和2年4月1日から歳出科目の7節の賃金が廃止となり、8節の報酬費以降の節については、その番号を繰り上げることとなることから、財務会計システムの改修費用を計上するものでございます。

次に、3目施設整備基金費の積立金につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、財産売払収入が約2,400万円の減額となることから、当初予定していた金額の積み立てが困難となったため減額するものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費の燃料費及び光熱水費につきましては、執行見込みがつきましたので、減額するものでございます。

次の12節役務費の指定ごみ袋売捌き手数料及び13節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託費

については、歳入で申し上げましたとおり、指定ごみ袋の販売が伸びていることから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次の23節償還金、利子及び割引料のごみ処理手数料（有料指定袋）還付金につきましては、こちらも歳入で申し上げましたとおり、指定ごみ袋取扱店の閉店による指定ごみ袋の返品に伴い、納付済みのごみ処理手数料を還付するものでございます。

次の27節公課費、汚染賦課量賦課金につきましては、執行額が確定したことにより減額するものでございます。

次に、2目じん芥処理費、11節需用費、消耗品費につきましては、現場用部材費といたしまして、ごみ焼却施設において、急冷塔の内部にミスト状の水を噴霧し排ガスの温度を下げるために取り付けられているスラリー吹込ノズルが経年劣化により交換が必要となり、2炉分6台のうち急遽3台を9月補正で購入させていただきましたが、残り3台につきましても劣化が進んでいることから、追加で購入する費用をお願いするものでございます。

次に、機械修繕料につきましては、高圧電気設備におきまして、点検の結果ふぐあいが見つかった部分の修繕を実施する費用でございます。

次に、薬品費につきましては、キレート剤などの不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

次に、13節委託料、ごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、契約落差による執行残を減額するものでございます。

次の集金業務委託費につきましては、し尿収集件数が減少していることに伴い、減額するものでございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、利用事業所の増加に伴う排出量の増加により増額をお願いするものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料及び次の15節工事請負費の焼却炉補修工事につきましては、執行額が確定したことから減額するものでございます。

次に、粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、劣化の進んだプラント内のハロゲン投光機9台のLEDへの交換工事並びに事故防止及び場内監視用のカメラの設置工事の費用をお願いするものでございます。

次に、ごみ処理施設機器補修工事につきましては、モーター部から異音が生じているコンプレッサーの補修工事費用のほか、緊急修理費用の増額をお願いするものでございます。

次に、3目し尿処理費、11節需用費、消耗品費につきましては、し尿処理の固液分離に使用する膜カートリッジが目詰まりをしているため、交換用の膜カートリッジを購入する費用でございます。

次の薬品費から13節委託料の脱水汚泥処分業務委託費までは、執行見込みがつきましましたので、減額するものでございます。

次に、15節工事請負費、し尿処理施設機器補修工事につきましては、ふぐあいが発生している電動シャッターの開閉器交換工事並びに劣化によりふぐあいが発生している薬注・脱臭用シーケンサーの交換工事をお願いするものでございます。

次に、4目りサイクル促進費、13節委託料につきましては、3件の業務委託費について契約額が確定しましたので、執行残を減額するものでございます。

それから、先ほどの説明で1カ所ちょっと訂正をお願いしたいと思います。先ほど債務負担行為で計量受付業務委託費の説明の中で、計量室建設、計量器システムの更新を私「平成29年度」と申し上げましたが、これは「平成30年度」でございますので、訂正をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第15号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 3番、榎本菜保です。

7ページなのですが、3目施設整備基金費の25節積立金の施設整備基金積立金なのですが、今現在の残高というのはどのくらいなのでしょう。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 今現在の積立金の額でございますが、1億6,526万6,778円でございます。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 続きまして、1億6,526万6,778円ということで、この基金は幾らぐらいまで、いつまでに積み立てるという予定はありますでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 一応この施設整備基金の目標額については、平成40年度までに毎年2,500万円を積み立てをしたいというふうに考えておりました、一応目標額としては3億5,000万円まで積み立てを行いたいというふうに考えております。

○藤井栄一郎議長 3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 ちなみに、この積立金は、そのもととなるお金の積み立てるものは、最終的に、いろんなものから集まってくると思うのですが、今回は減額したのですが、例え

ば2,500万に届かなかったときは、来年またもっとその足りなかった分を上乗せするぐらい基金を積み立てるような感じになるのでしょうか。それとも毎年2,500万ずつ決まっているのか。そのあたりをお聞かせください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 先ほど申し上げました毎年の2,500万の目標額は、あくまでも新炉建設を想定しての積み立てでございまして、この施設整備基金においては、その建設費もしくは今あります現存の施設の大きな修繕にも宛てがえるような内容になっております。今現在、目標額を上回る、今回の補正において4,500万を積み増しをさせていただくわけですが、目標額を上回る額として想定されるのは3,500万円。新炉建設部分として予定している金額より3,500万、余分にといいますか、その部分だけ積み立てが今されるという状況でございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森伊久磨です。

最初のほうの6款1目1節の売捌手数料返還金というのが、先ほどの説明で、店舗が閉店したので、1枚につき3円、お店に返還をしたということなのですけれども、この手数料というのは、基本的なことで恐縮なのですけれども、ごみ袋の種類によって違うのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 売捌き手数料につきましては、袋の種類、あるいは大きさにかかわらず、1枚につき約3円をお支払いさせていただいています。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 店舗には、手数料込みの値段で当初一括購入してもらうからこういう返還金とか還付金というのが発生するというのでよろしいのですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 袋の値段、いわゆる手数料から売捌き手数料を差し引いた額で購入をしていただいております。ただ、形としましては、袋の購入の代金、それから手数料は別扱いになっております。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 あらかじめ引いて購入いただいているということは、売捌き手数料の返還金が戻ってくるとか、ごみ処理手数料、指定ごみ袋代金還付金が発生するというのがちょっとよくわからないのですけれども。還付金のほうはいいのか。手数料をあらかじめ引いて買ってもらっているということですか。今回発生している。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 済みません。袋の金額ですが、いわゆる手数料から売捌き手数料を差し

引いた額で、繰替払で請求をかけさせていただいておりますので、形としましては、歳出は、今回の場合の返還にかかります還付金につきましては手数料の還付、いわゆる袋の値段でございます。逆に雑入のほうで入りますのは売捌き手数料、いわゆる先ほど説明しました1枚につき約3円のほうの額になっております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

1点お聞きしたいのですけれども、歳入の中の手数料、ごみ処理手数料のほうで、先ほどの説明の中に、増税によるものと、あと世帯数の増加でごみ処理手数料の900万円のプラスということだったと思うのですけれども、世帯数の増加数わかれば教えてください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 まず、本年の4月の時点で利用者合わせまして4万8,456世帯でございました。12月の段階で4万8,733世帯にふえております。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

10番、齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 歳入で、車両の売却というのがあったと思います。軽トラック、フォークリフトを売却したと。これは、売却して作業そのものに不都合は発生しないのか。何か新車を買ったとか、そういうこと。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 まず、軽トラックのほうですが、17年間使用した軽トラックは、当初組合で車両購入という形で扱いをさせていただきます。余りにも老朽化が進みまして、支障が出てきているということで、本来であれば処分という形をとったのですが、今ここに来て、軽トラの需要がある程度見込まれるということから、売却ができないだろうかということの検討をした結果、一応業者のほうの手を挙げていただいたということで、結果的に17年使用した軽トラが15万円の値段がついて売却ができたということです。その後継といたしまして、この車両については同じ軽トラをリースという形で今借用させていただいて、場内で使わせていただいております。

あともう一つがフォークリフト、これにつきましても、手先が回転するものでして、通常の上げ下げのものとは違って特殊なものでした。これについても長年使用していて、その辺の作業に大きな、重量物を運ぶのに耐えがたいというところで、これも処分を考えていたのですが、その辺の需要があるということで、そちらについても軽トラ同様、売却ができ、その後継としましては、リース車両で今対応させていただいているというところがございます。

○藤井栄一郎議長 10番、齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 そうすると、そのリース代は、これは当初予算かどこかに入っていたという

ことでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 そのとおりでございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 済みません。再度。

4ページなのですけれども、財産収入の物品売払収入ということで、単価が下落したということなのですけれども、あと数量が減ったということなのですけれども、鉄、全体の当初の予算に比べて約30%以上、今回減額補正されているのですけれども、30%というのはかなりな多額な減額補正だと思いますけれども、鉄・アルミ、古紙類の単価の下落率が高かったのか、数量の減少のほうがこの30%に占める割合が大きいのか、ざっくり言って、細かく本当はあれなのでしょうけれども、どのくらい単価が下落しているのかという点と、ペットボトルとか缶とかというのは、これは売却益というのは当センターにはないのですよね、というのを確認したいのですけれども。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 下落の率というか、金額なのですけれども、資源物の売却単価というのは結構変動しますので、当組合でも年数回に分けて入札で契約をさせていただいております。平均の単価になりますけれども、主なものになります。鉄プレスというものがございまして、それは平成30年度の平均の価格なのですけれども、トン当たり2万8,180円です。今年度契約をさせていただいた平均になりますけれども、2万1,707円。マイナス6,473円、トン当たりです。アルミプレスになりますけれども、平成30年度が11万2,533円が、今年度7万50円。マイナス4万2,483円です。新聞になりますけれども、前年度がトン当たり1万9,750円。これが今年度1万4,750円。マイナス5,000円、トン当たりになります。雑誌につきましては、前年度1万750円、今年度につきましては9,000円。1,750円のマイナスです。段ボールにつきましては、前年度が1万8,250円、今年度につきましては1万1,500円。マイナス6,750円です。数量につきましては若干ちょっと前年度に比較しますと減っているということです。単価の下落というのが一番大きかった。あとはペットボトルなのですけれども、こちらについても売却させていただいています。こちらにつきましては、今のところ高値安定というところで推移しております。

〔「缶」と言う人あり〕

○藤井勇年リサイクル推進課長 缶は、先ほど言った鉄プレスという、プレスして搬出しておりますので。

以上であります。

○藤井栄一郎議長 9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 かなり単価が下がっていると、数量に対してはそんなにあれだけれども、

単価が下がっているというのはわかりました。これは、主な理由というか、何が考えられますか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 大きなものといましては、昨年実施されています中国の固形廃棄物の輸入規制というものがあります。一応鉄が約4割、古紙類につきましては約7割が中国に輸出していたというところで、それが最大の原因だろうということで業者さんのほうから聞いております。

○藤井栄一郎議長 9番、森議員。

○9番 森 伊久磨議員 その規制で輸出できなかったのですか。

○藤井勇年リサイクル推進課長 そういうことになります。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第15号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○藤井栄一郎議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、藤井議長さんのお許しをいただきましたので、12月定例会の閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございました。

ご提案を申し上げました議案につきましては、慎重なるご審議をいただきまして、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。

今後も議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに職務に精励してまいります。

ことは、平成から令和へと新たな時代の幕あけとなる年でございました。この1年大変皆様にお世話になりましたこと重ねて御礼申し上げますとともに、議員の皆様にとりまして、来るべき令和2年、2020年がすばらしい年となりますように心からご祈念を申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○藤井栄一郎議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和元年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分